

各地で交渉

対紀の川市交渉(10/21)

中村慎司・市長をはじめ36人の参加、支部から32人が参加し、基本要求と個別項目について交渉した。

はじめに、那賀・古和田・西井阪支部を代表して、那賀地方協議会金田光央・議長から「同対審」答申の精神をもう一度思いなおして素晴らしい話し合いが出来ることを期待します」とあいさつがあった。つづいて、飯田敬文・県連副委員長から「国及び県、市町村行政の責任であると謳われた「同対審」答申がだされて50年目をむかえるが、行政の責務を自覚して、部落問題解決にご尽力をお願いする」とあいさつがあった。さらに、中村市長から「紀

の川市となつて10年が経過し、21世紀は人権の時代といふことのなかで、さまざまなとりくみを実施しているが、解決されていない問題が多くある」とあいさつした。

「同対審」答申50年にあたり、同和行政のとりくみや差別事件についての行政の責務、人権・同和行政推進に関わる姿勢を確立し、全職員に研修の実施と体制について協議されたが、差別事件にかかわる行政のとりくみ、職員への研修と体制について協議にならず、支部要求と併せて、2次交渉で協議する。

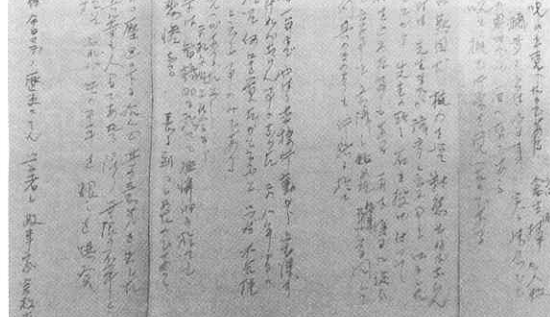
東牟婁振興局交渉(10/27)

東牟婁振興局内でおこなった。各支部から約30人が参加した。

阪本清一郎 備忘録(2)

茲に私は一種の呪いを覚へたのである。畜生、泥棒、人殺、云ふ暴言よりも穢多と云はれる事ハ、実に残念でもあり、又心臓の奥までも聞へたのである。茲に私は一種の呪いと権力行為を覚へたのである。到底言葉では駄目だ。権力を以て対応せねばならぬのである。或る時は先生までが穢多と云ふ事を口にした。私はウシロから先生の頭に石を投げ付いて、永い間学校を止めたこともある。年を経るに従ひ色々不合理なる社会と云ふ事を意識し始めた。将来学問して行くには第一学問其のまのよりも、行路に於て(中断)

倒々中学校一年間でやはり直接行動から止む得ず学校を止めなければならぬ事になった。この八年間の学校教育に於いて何にを覚たかと云ふと、只だ不合理なる社会——と云ふ事のみである。諸君等は覚へがあるだろうか。かくの如く吾等はこの非文明的な社会から、知的的に於ても貧弱に且又悲惨なる蔑に到らしめたのである。然シ吾等も人間である限り、無限の不平と無量の恨ミを抱いて、な



備忘録(部分)

み事例等を所管する町村に報告するよう申し入れた。

白熱するゲートボール、笑いの耐えないレクリエーションを

11月5日から6日、部落解放第26回高齢者交流集会・第26回ゲートボール大会及び部落解放和歌山県高齢者連絡協議会第23回総会を湯浅町でひらき、14支部67人が参加した。

1日目になぎの里ゲートボール場では、5チームがトーナメント形式で交流試合をした。白熱した試合で、湯浅Aチームが優勝した。また、それ以外の参加者は総合センターに移動し、吉田ひとみ・県レクリエーション協会を講師に、介護予防のための柔軟体操などさまざまなレクリエーションで汗をかけた。竹井



ゲートボール場で



この日を糧に来年も会いましょうとあいさつする竹井会長

輝夫・高連協会会長から「丸山前会長から引き継ぎ、15年経過した。今後も運動にまい進しよう」とあいさつをうけ、宮本書記長、石本一也・湯浅支部長から来賓あいさつをうけた。経過報告、運動方針、総会宣言が採択され、清水節子・副会長から「湯浅の総会は感慨深い。高連協を作ったのは、故・北山誠一書記長。皆さん若くなつてきてきている気がする。これからも、元気で運動にとりくんでいこう」と閉会あいさつをうけ終えた。

連載(10)

「同和対策審議会答申」

結論 同和行政の方向

同和問題の根本的解決にあたっては、以上に述べた認識に立脚し、その具体案を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障を与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和対策に直接関係する法律は多数にのぼるが、これらの法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ② 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。
- ③ 地方公共団体における各種同和対策事業の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するために、国は、地方公共団体に對し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。
- ④ 政府による施策の推進に對し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。
- ⑤ 同和地区における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。
- ⑥ 同和問題の根本的解決と 同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的な年次計画を樹立すること。(連載は終わり、次号は、まとめを掲載します)